

第 8 回 渋川市農業委員会月次総会 議事録

開会の日時 令和元年 11月 6日 午前 9時30分
 閉会の日時 令和元年 11月 6日 午前10時40分
 開会の場所 市役所第二庁舎 201会議室

委員

議席	氏 名	出席	欠席	備 考
1	星 野 安 久	○		
2	齊 藤 美 保	○		
3	岸 正 二	○		
4	角 田 壽 一	○		
5	鳥 山 孝 子	○		
6	新 井 正 喜	○		
7	飯 塚 敬 子	○		
8	下 田 三 徳	○		
9	齊 藤 由 香	○		
10	大 島 アサ子	○		
11	須 田 和 敏	○		
12	青 木 明 雄	○		
13	高 井 眞佐実	○		
14	石 田 玉 枝	○		
15	野 村 隆	○		
16	眞 下 謹 司	○		
17	廣 瀬 淳		○	
18	高 橋 昭 彦	○		
19	山 本 彰一郎	○		

渋川市農業委員会総会会議規則第22条の規定による出席者

	齋 藤 光 男	○		農地利用最適化推進委員委員長
	新 井 健 二	○		農地利用最適化推進委員副委員長
	津久井 一 美	○		農地利用最適化推進委員班長
	爲 谷 賢 司	○		農地利用最適化推進委員班長

議事録署名委員 議席 1 5 番 野村 隆 委員

議事録署名委員 議席 1 6 番 眞下 謹司 委員

議事参与が制限された委員数 1 人 傍聴人数 0 人

委員以外の出席者	事 務 局 長	内山 勉
	副事務局長	中澤 正幸
	統括主幹 (係長)	竹之内 智行
	主 事	小林 史弥

会 議 の 顛 末

開 会 <午前9時30分>

事務局 それでは、渋川市農業委員会総会会議規則第4条第3項の規定により、山本会長に議長を務めていただきまして、議事進行をお願いいたします。

議 長 皆さんおはようございます。会長の山本です。
これより第8回渋川市農業委員会、月次総会を開会いたします。
それでは皆さまのご協力により、スムーズに議事を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
ただいまの出席委員は19人中18人で会議は成立しました。
なお、議席番号17番、廣瀬淳委員から欠席の届出がございました。
さっそくですが、議事に入ります。
まず、議事日程第1、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。本会議の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって会期は、本日1日と決定いたします。
つづきまして、議事日程第2、議事録署名委員の指名を議題とします。議事録署名委員に議席番号15番、野村隆委員と議席番号16番、眞下謹司委員を指名したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって議事録署名委員は、議席番号15番、野村隆委員と議席番号16番、眞下謹司委員に決定いたしました。
つづきまして、議事日程第3、報告第1号、農地使用貸借合意解約通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議 長 はい、事務局長。

事務局 ただいま、ご上程いただきました報告第1号、農地使用貸借合意解約通知についてをご説明いたします。報告書の1ページをお願いいたします。

農地使用貸借合意解約通知について、次のとおり受理しましたのでご報告いたします。

この度の届出は、1 ページに記載の番号 1 の 1 件で、表頭の左から番号、受付年月日、住所、貸付人、借受人、土地の表示及び面積、契約をした日、合意解約が成立した日、合意による解約をした日及び土地の引き渡しの時期は記載のとおりであります。

以上で報告第 1 号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。

つづきまして、議事日程第 4、報告第 2 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいま、ご上程いただきました報告第 2 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出についてをご説明いたします。報告書の 3 ページをお願いします。

農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、次のとおり受理しましたのでご報告いたします。

この度の届出は、3 ページに記載の番号 1 から 3 番までの 3 件で、表頭の左から番号、受付年月日、住所、届出者、土地の表示及び面積、権利を取得した日は記載のとおりであります。

また、全ての届出について、権利を取得した事由は、相続。取得した権利の種類は、所有権であります。

以上で報告第 2 号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。

つづきまして、議事日程第5、報告第3号、制限除外の農地等移動通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議長 はい、事務局長。

事務局 ただいま、ご上程いただきました報告第3号、制限除外の農地等移動通知についてご説明いたします。報告書の5ページをお願いします。
制限除外の農地等移動通知について、次のとおり受理しましたのでご報告いたします。

この度の届出は、5ページに記載の番号1の1件で、表頭の左から番号、受付年月日、届出者、土地所有者、土地の表示及び面積、農地転用の時期及び転用目的は記載のとおりであります。

以上で報告第3号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長 事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。
つづきまして、議事日程第6、報告第4号、農地転用申請に伴う現地調査についてを議題とします。
それでは、渋川、伊香保地区を岸第1班長、子持、赤城地区を高井第1班長より報告をお願いします。
最初に岸第1班長をお願いします。

3 番 10月29日に実施しました、第1班、渋川、伊香保地区の現地調査報告をいたします。

参加者は、齊藤由香委員、大島アサ子委員、事務局は狩野主幹、小林主事と私、岸の5名で実施しました。

渋川、伊香保地区の今回の許可申請は、第4条による申請が1件、第5条による許可後の計画変更申請が1件、第5条による申請が10件、合計12件でありました。

それでは、議案書に沿って報告いたします。

なお、別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧下さい。

はじめに4条申請であります。議案書の3ページをご覧ください。

申請番号4の1番の現地は、東と南と北は道路、西は畑となっています。問題ないと思われます。

次に5条の計画変更申請であります。5ページをご覧ください。

申請番号1番の現地は、東と西は道路、南は畑、北は宅地となっています。問題ないと思われます。

次に5条申請であります。7ページをご覧ください。

申請番号5の1番の現地は、東と南は一体利用する宅地、西は水路、北は畑となっています。問題ないと思われます。

申請番号5の2番の現地は、東は宅地と道路、西は鉄道用地、南は宅地、北は同月申請されている申請番号5の3番の申請地となっています。問題ないと思われます。

申請番号5の3番の現地は、東は道路、西は鉄道用地、南は宅地と同月申請されている申請番号5の2番の申請地、北は畑となっています。問題ないと思われます。8ページをご覧ください。

申請番号5の4番の現地は、東と西は道路、南は河川、北は宅地となっています。問題ないと思われます。

申請番号5の5番の現地は、東は水路、西は道路、南は一体利用する宅地、北は宅地となっています。問題ないと思われます。

申請番号5の6番の現地は、東と北は道路、西は田、南は宅地となっています。問題ないと思われます。9ページをご覧ください。

申請番号5の7番の現地は、東は道路、西と北は宅地、南は畑となっています。問題ないと思われます。

申請番号5の8番の現地は、5条の計画変更申請、番号1番の現地と同じですので省略させていただきます。

申請番号5の9番の現地は、東と南は山林、西と北は道路となっています。問題ないと思われます。10ページをご覧ください。

申請番号5の10番の現地は、東と西と南は畑、北は道路となっています。問題ないと思われます。

以上で第1班渋川、伊香保地区の現地調査報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、高井第1班長お願いします。

1 3 番

10月29日に実施しました、第1班、子持、赤城地区の現地調査報告をいたします。

参加者は、鳥山孝子委員、飯塚敬子委員、下田三徳委員、須田和敏委員と事務局は、竹之内係長、齋藤行政専門員と私、高井の計7名で実施しました。

今回の子持、赤城地区の許可申請は、第4条による申請が4件、第5条による申請が5件、合計9件でありました。

それでは、議案書に沿って報告いたします。

なお、別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧下さい。

はじめに4条申請であります。議案書の3ページをご覧ください。

申請番号4の2番の現地は、東と南と北は畑、西は道路となっています。問題ないと思います。続きまして議案書の4ページをご覧ください。

申請番号4の3番の現地は、東は畑と宅地、西は畑、南は道路、北は宅地となっています。問題ないと思われます。

申請番号4の4番の現地は、東は原野、西と南と北は畑となっています。問題ないと思われます。

申請番号4の5番の現地は、東は畑、西は道路、南は宅地、北は道路となっています。問題ないと思われます。

次に5条申請であります。議案書10ページをご覧ください。

申請番号5の11番の現地は、東と南は畑、西と北は道路となっています。問題ないと思われます。

申請番号5の12番の現地は、南と北は道路、東は宅地、西は畑と雑種地と宅地となっています。問題ないと思われます。

続きまして議案書の11ページをご覧ください。

申請番号5の13番の現地は、東と西と北は畑、南は宅地となっています。問題ないと思われます。

申請番号5の14番の現地は、東は宅地、西は畑、南は道路、北は宅地となっています。問題ないと思われます。

申請番号5の15番の現地は、東は道路、西と南と北は畑となっています。問題ないと思われます。

以上で第1班、子持、赤城地区の現地調査報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。現地調査の報告が終わりました。
ただ今の報告につきまして、質疑等がありましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。

以上で現地調査報告を終わります。

つづきまして、議事日程第7、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とし処分の決定を求めます。

申請番号3の1番の1件を上程し審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局係長。

議 長

はい、事務局係長。

事務局

ただいま、ご上程いただきました、農地法第3条の規定による許可申請につきましてをご説明いたします。議案書の1ページをお願いします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を月次総会にお願いするものです。

申請番号3の1番の1件につきまして、権利関係、土地の所在及び面積等、並びに申請人の住所、氏名、経営状況等につきましては議案書に記載のとおりです。

今回申請の1件につきましては、農業経営規模拡大のための申請となります。それぞれ受人、渡人当事者の話し合いが整いましたので申請されたものです。

また、お手元に配布してあります農地法第3条調査書につきまして は記載のとおりです。

以上で、農地法第3条の規定による、許可申請の説明を終わります。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

申請番号3の1番の1件について審議します。質疑のある方はお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め審議を打ち切ります。お諮りします。

議案第1号、申請番号3の1番の1件については許可することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、申請番号3の1番の1件については議案のとおり許可することに決しました。

つづきまして、議事日程第8、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とし処分の決定を求めます。

申請番号4の1番から4の5番の5件を上程し、審議いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局係長。

議 長

はい、事務局係長。

事務局

ただいま、ご上程いただきました、農地法第4条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。議案書の3ページから4ページ関連です。議案書の3ページをお願いします。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第4条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を月次総会にお願いするものです。

申請番号4の1番から4の5番につきまして、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については議案書に記載のとおりです。

申請番号4の1番は、農業公共投資がなく、市街化が見込まれる、市街地に近接する区域内にあり、周辺の一団の農地も十ヘクタール未満の農地に該当すると思われます。

申請番号4の2番は、農業公共投資のない小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。議案書の4ページをお願いします。

申請番号4の3番は、農業公共投資のない小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

申請番号4の4番、4の5番は、農用地域内に該当しますが、営農型太陽光発電施設用地として使用するための一時転用申請であり、不許可の例外に該当すると思われます。

なお、営農型発電の農地法許可申請実情調査を10月29日に実施いたしました。結果についてはお手元に配布しました実情調査結果報告書に記載のとおりです。

以上で、農地法第4条の規定による、許可申請の説明を終わります。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議を分けて対応させていただきます。

まず始めに、申請番号4の2番の1件を審議したいと思います。渋川市農業委員会総会会議規則第4条第3項の規定により、会長が議長を務めておりますが、先ほどの議事参与の制限により、議事に参与できませんので、渋川市農業委員会規程第3条の会長職務代理者が、会長が欠けたとき、その職務を代理することになっております。この事案については大島会長職務代理者に議長をお願いします。

(議長退席)

職務代理	規定によりまして、この事案について議長を務めさせていただく会長職務代理者の大島です。よろしくお願いします。 それでは、申請番号４の２番の１件を審議いたします。質疑のある方はお願いします。 （「質疑なし」の声あり）
職務代理	質疑なしと認め審議を打ち切ります。お諮りします。 議案第２号、申請番号４の２番の１件については許可することでご異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり）
職務代理	異議なしと認め、申請番号４の２番は議案のとおり許可することに決しました。退席している委員は席にお戻りください。議長を交代します。ありがとうございました。 （議長交代）
議 長	議長を交代いたしました。引き続き議事を進行させていただきます。 次に、申請番号４の４番及び４の５番の２件を審議いたします。 それでは、営農型発電の農地法許可申請実情調査の報告を調査員を代表して、高井委員にお願いします。
1 3 番	はい、議長。高井。
議 長	はい、高井委員。
1 3 番	調査は、１０月２９日に、大島会長職務代理者、高橋農政部会長、須田推進委員、並びに斉藤美保委員、八高推進委員、生方推進委員と私、高井。事務局からは、内山局長、狩野主幹の合計９名で実施しました。お手元に配布した実情調査書の番号１番から７番の各項目について適合でありましたので報告いたします。以上です。 ただ個人的な意見ですがその後に自分の住んでる地区に土地改良事業の話が出て、土地改良赤城西麓の土地改良事務所で会議がありました。その中で申請番号４の５の申請地も事業の範囲内にあると思われます。それを考慮すると太陽光パネルの下の水の浸透は限られると思う。また、傾斜地でもあるのでそういった問題も考えてもらいたい。

議 長	ありがとうございました。 それでは、申請番号４の４番及び４の５番の２件を審議いたします。 先程の報告を含め、当該申請事案について質疑のある方はお願いします。
1 番	はい、議長。１番星野。
議 長	はい、星野委員。
1 番	高井委員の説明で雨水の関係で少し問題があるような発言があったがもう少し詳しく教えてもらいたい。
1 3 番	はい、議長。１３番高井。
議 長	はい、高井委員。
1 3 番	申請番号４の５番の申請地のすぐ近くでそばを栽培している。あの地域は担い手もたくさんいる地域です。また最近、大雨が多いのでパネルによって雨の強さがまして周りも影響があると思う。土手を作るなどの雨水対策が必要なのではないかと考えられます。
1 番	はい、議長。１番星野。
議 長	はい、星野委員。
1 番	周辺農地に影響がでる可能性がある状態で採決してしまうのは問題だと思う。申請地の北赤城山地区は今後、市の条例が適用される色々な規制がかかると思うがそのあたりの調整はどうなっているか。
事務局	はい、議長。副事務局長。
議 長	はい、副事務局長。
事務局	星野委員の質問ですが令和２年１月１日に条例が施行されます。本来、５００平方メートル以上の転用が条例の対象です。営農型については支柱部分の転用となり面積的には対象外ですがパネルが５００平方メートルあれば同じになるので今後、営農型も景観条例の対象になるか内部で調整しています。条例の対象になる場合は地元自治会、周辺住民への説明が必要になり周辺農地に影響がでる場合は十分な説明と話し合いがなされた後、工事施工となります。

1 番	はい、議長。1 番星野。
議 長	はい、星野委員。
1 番	まだ問題が残っているように感じるがその状況で許可してよいものか。保留にして問題解決した後、許可したほうがよいように感じる。
議 長	保留という意見がでましたが他の方意見ありますか。
6 番	はい、議長。6 番新井。
議 長	はい、新井委員。
6 番	土地改良のだいたいの施行の時期と期間はいつか。一時転用で3年とあるが更新して利用することが前提だと思う。土地改良に支障はないのか。
1 3 番	はい、議長。1 3 番高井。
議 長	はい、高井委員。
1 3 番	土地改良については地権者の同意が必要です。今回は約73ヘクタールで地権者は144名くらいです。その中で20ヘクタール以上がまとまった所から実施されます。同意を得て工事が終わるにはかなりの時間が必要です。
6 番	はい、議長。6 番新井。
議 長	はい、新井委員。
6 番	疑念があるので今回は保留でよいのではないか。
事務局	はい、議長。副事務局長。
議 長	はい、副事務局長。
事務局	土地改良に関しては申請において支障はないと回答してもらってます。保留にする法的根拠はないが地域住民の理解を得て進めてもらうのは大切なことなのでここで充分審議して決めてもらいたい。

1 3 番	はい、議長。 1 3 番高井。
議 長	はい、高井委員。
1 3 番	申請番号 4 の 5 番については問題あると思うが 4 の 4 番については問題ないと思う。
1 8 番	はい、議長。 1 8 番高橋。
議 長	はい、高橋委員。
1 8 番	私も現地に行きました。申請番号 4 の 5 の近接地は、北、西、東が道路、南が宅地で現況山林になっている。雨水で問題があるのは南東から北西にかけて傾斜があり水が流れることです。かつ西にある側溝が狭いので泥が流れるのを防ぐために土手を作るよう申請者に話しました。その指導で充分ではないかと思う。
1 3 番	はい、議長。 1 3 番高井。
議 長	はい、高井委員。
1 3 番	番号を言い間違えました。申請番号 4 の 5 番は、住宅の角地で問題なく、 4 の 4 番が農地に接しています。
議 長	説明します。申請番号 4 の 4 番について雨水が流れる問題があり要検討、申請番号 4 の 5 番については問題ないという意見が出ています。自分も営農型をやっているがパネルによって雨がそこまで強くなっていないと思う。そういった意見を踏まえて許可、不許可を決めてもらいたい。
6 番	はい、議長。 6 番新井。
議 長	はい、新井委員。
6 番	パネルの下では何を作付け予定か。
事務局	ニンニクを作付け予定です。
1 8 番	はい、議長。 1 8 番高橋。

議 長	はい、高橋委員。
1 8 番	申請番号 4 の 4 番について利用地の現況か畑となっているが登記地目は原野なのはなぜか。
事務局	はい、議長。副事務局長。
議 長	はい、副事務局長。
事務局	登記地目は原野で現況は畑ですが農地台帳では登記、現況地目両方とも原野でした。農地台帳上でどちらかでも農地の場合は農業委員会の許可が必要ですが今回は農地台帳上非農地であり許可不要でした。
議 長	高橋委員に質問ですが土手等を作って雨水対策をするよう指導してきたのか。
1 8 番	申請番号 4 の 4 番については傾斜がないのでしていない。土地改良もこの土地を抜いて実施できると思う。また計画地の半分は原野なので土地改良は関係ない。
議 長	過去に保留という前例がないのでそのことも考慮して決めてもらいたい。
1 番	高井委員の雨水に問題があるという意見や高橋委員の問題ないという意見があります。可決か否決か二つに一つなので決めてもらいたい。
事務局	はい、議長。事務局係長。
議 長	はい、事務局係長。
事務局	私も実情調査に出席しました。地元の農地利用推進委員、申請者本人にも来てもらいました。その中でももちろん雨水は場内処理が原則で大雨の時はどうするのかという質問をしたところその際は速やかに対応すると回答してもらいました。
議 長	総合的に許可が妥当かどうか決めてもらいたい。太陽光発電ではありますが営農型ですのでそういったことも考慮してもらいたい。
4 番	はい、議長。4 番角田。

議 長	はい、角田委員。
4 番	申請番号4の4番、4の5番は申請者が同じなので片方だけ許可でもう片方は不許可にするのはどうかと思う。
6 番	はい、議長。6番新井。
議 長	はい、新井委員。
6 番	計画地は原野と畑で一体で利用するが畑の許可がないと事業が実施できないと思うので許可もしかたないと思う。
議 長	他に質疑のある方はお願いします。
	（「質疑なし」の声あり）
議 長	質疑なしと認め審議を打ち切ります。お諮りします。 議案第2号、申請番号4の4番及び4の5番の2件については、許可することでご異議ありませんか。
	（「異議なし」の声あり）
議 長	異議なしと認め、申請番号4の4番及び4の5番の2件については、議案のとおり許可することに決しました。 続きまして、議案第2号、申請番号4の2番、4の4番及び4の5番の3件を除く申請番号4の1番から4の5番の5件中2件について審議します。質疑のある方はお願いします。
	（「質疑なし」の声あり）
議 長	質疑なしと認め審議を打ち切ります。お諮りします。 議案第2号、申請番号4の2番、4の4番及び4の5番の3件を除く申請番号4の1番から4の5番の5件中2件については、許可することでご異議ありませんか。
	（「異議なし」の声あり）
議 長	異議なしと認め、議案のとおり許可することに決しました。 つづきまして、議事日程第9、議案第3号、農地法第5条の規定に

よる許可後の計画変更申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。申請番号１番の１件を上程し、審議いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局係長。

議 長 はい、事務局係長。

事務局 ただいま、ご上程いただきました、農地法第５条の規定による許可後の計画変更申請につきまして、ご説明いたします。議案書の５ページをお願いします。

議案第３号、農地法第５条の規定による許可後の計画変更申請について次のとおり、農地法第５条の規定による許可後の計画変更申請がありましたので、処分の決定を月次総会にお願いするものです。

申請番号１番につきまして、申請人の変更前、変更後の住所、氏名又は名称、契約内容、土地の表示、転用目的等は議案書に記載のとおりです。

変更前申請人は、令和元年７月１６日付け指令により宅地分譲用地として、農地法第５条の規定による許可を受けましたが、申請地に隣接する変更後、申請人より資材置場用地として譲ってほしいとの要望を受け、両者の話し合いが整いましたので全部承継したく計画変更申請するものです。

以上で、農地法第５条の規定による許可後の計画変更申請の説明を終わります。よろしくご審議の程お願いします。

議 長 事務局の説明が終わりました。これより、申請番号１番の１件について審議します。質疑のある方はお願いします。

（「質疑なし」の声あり）

議 長 質疑なしと認め質疑を打ち切ります。お諮りします。

議案第３号、申請番号１番の１件については、許可することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認め、議案のとおり許可することに決しました。

つづきまして、議事日程第１０、議案第４号、農地法第５条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号５の１番から５の１５番の１５件を上程し、審議いたしま

議 長 す。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局係長。

議 長 はい、事務局係長。

事務局 ただいま、ご上程いただきました、農地法第5条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。議案書の7ページから11ページ関連です。議案書の7ページをお願いします。

議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について次のとおり農地法第5条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を月次総会にお願いするものです。

申請番号5の1番から5の15番につきまして、権利関係、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については議案書に記載のとおりです。

申請番号5の1番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

申請番号5の2番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号5の3番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。議案書の8ページをお願いします。

申請番号5の4番は、農用地域内に該当しますが、貸駐車場用地として使用するための一時転用申請であり、不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号5の5番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。なお、申請地の一部は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

申請番号5の6番は、農業公共投資がある区域ですが、市街化が見込まれる、市街地に近接する区域内にあり、周辺の一団の農地も十ヘクタール未満の農地に該当すると思われます。議案書の9ページをお願いします。

申請番号5の7番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号5の8番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

申請番号5の9番は、農業公共投資のない小集団の生産性の低い農

地に該当すると思われます。議案書の１０ページをお願いします。

申請番号５の１０番は、農業公共投資のない小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

申請番号５の１１番は、農用地区域内に該当しますが、営農型太陽光発電施設用地として使用するための一時転用申請であり、不許可の例外に該当すると思われます。なお、営農型発電の農地法許可申請実情調査を１０月２９日に実施いたしましたが、結果については、お手元に配布しました実情調査結果報告書に記載のとおりです。

申請番号５の１２番は、農業公共投資のない小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。議案書の１１ページをお願いします。

申請番号５の１３番は、農業公共投資のない小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

申請番号５の１４番は、農業公共投資のない小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。なお、申請地は、現地調査をした結果、既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

申請番号５の１５番は、農業公共投資のない小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

以上で、農地法第５条の規定による、許可申請の説明を終わります。よろしくご審議の程お願いします。

議 長 事務局の説明が終わりました。まず始めに、申請番号５の１１番の１件について審議いたします。それでは、営農型発電の農地法許可申請実情調査の報告を調査員を代表して、斉藤美保委員にお願いします。

２ 番 はい、議長。斉藤。

議 長 はい、斉藤委員。

２ 番 調査は、１０月２９日に、大島会長職務代理者、高橋農政部会長、八高推進委員、生方推進委員、並びに高井委員、須田推進委員と私、斉藤。事務局からは、内山局長、狩野主幹の合計９名で実施しました。お手元に配布した実情調査書の番号１番から７番の各項目について適合でありましたので報告いたします。以上です。

議 長 ありがとうございました。
それでは、申請番号５の１１番の１件を審議いたします。
先程の報告を含め、当該申請事案について質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め審議を打ち切ります。お諮りします。
議案第4号、申請番号5の11番の1件については、許可すること
でご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、申請番号5の11番の1件については議案のとおり許可することに決しました。
続きまして、議案第4号、申請番号5の11番の1件を除く申請番号5の1番から5の15番の15件中14件について審議します。質疑のある方はお願いします。

18番

はい、議長。18番高橋。

議 長

はい、高橋委員。

18番

5の4番について一時転用が令和元年11月18日から令和元年11月30日で約2週間で貸駐車場用地とあるが何の目的か。

事務局

はい、議長。事務局係長。

議 長

はい、事務局係長。

事務局

近くで近日開店する大型ショッピング店舗の開店期間中の従業員駐車場です。

18番

はい、議長。18番高橋。

議 長

はい、高橋委員。

18番

目的は分かりました。この土地は農業振興地域に入っており、前にも一時転用申請が出ているが農地復元されていない。また自分が農業委員になった6年前から非農地化されておりまた一時転用申請がてた。その後の農地復元の是正はどう対応するのか。

事務局

はい、議長。副事務局長。

議 長	はい、副事務局長。
事務局	これを機に今後しっかり是正指導していきたい。
議 長	他に質疑のある方はお願いします。
	（「質疑なし」の声あり）
議 長	質疑なしと認め審議を打ち切ります。お諮りします。 議案第４号、申請番号５の１１番の１件を除く申請番号５の１番から５の１５番の１５件中１４件については許可することでご異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり）
議 長	異議なしと認め、議案のとおり許可することに決しました。 つづきまして、議事日程第１１、議案第５号、農用地利用集積計画の決定についてを議題とし議決を求めます。事務局の説明をお願いします。
事務局	はい、議長。事務局長。
議 長	はい、事務局長。
事務局	ただいま、ご上程いただきました議案第５号、農用地利用集積計画の決定についてをご説明いたします。議案書の１３ページをお願いします。農用地利用集積計画の決定について、農業委員会の議決をお願いしますのでございます。 この農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、農業委員会の決定を経て定めることとなります。 今回の計画決定に伴う対象農地については、渋川、小野上、子持、赤城、北橘地区における農用地利用集積計画であります。 なお、この計画概要の公告は、令和元年１２月１日を予定しております。 計画概要につきましては、１３ページの表の右の列に記載のとおり利用権設定に係る利用権存続期間の合計は、所有者が１２人、借受人が１２人、筆数が３０筆、面積が２７，７４９平方メートルです。 この個別の内訳は、１４ページ記載からの利用権設定総括表のとおりであります。 また、この計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第１８条

第3項の各要件を満たしているものと考えております。

以上で議案第5号の説明を終わります。

ご審議のうえ、ご議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め審議を打ち切ります。お諮りします。

議案第5号、農用地利用集積計画の決定については、認めることでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、議案のとおり承認することに決しました。

以上をもちまして、第8回月次総会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

閉会 <午前10時40分>

以上のとおり会議の顛末を記し、事実と相違ないことを証するため署名押印する。